

# 商品概要説明書－特定寄附信託－

平成23年12月28日現在

項目	内容
1. 商品名	特定寄附信託（信託の種類：単独運用指定金銭信託）
愛称	応援の絆
2. ご利用者	個人のお客さま（委託者兼受益者）
3. 目的	金銭を信託し、安定運用を行いつつ、将来に亘り公益法人等に対し、定期的に分割で寄附を行うことを目的とします
4. 寄附先	① 公益法人、認定特定非営利活動法人（NPO）、学校法人、社会福祉法人等、弊社が選定した寄附先から、ご契約者さまに選択いただきます ② 寄附先の変更のお申し出は毎年11月1日から11月15日（休日は前営業日）を除く期間に、弊社窓口にて「寄附先変更依頼書」にてお申し出下さい。
5. 期間	5年以上10年以内（1年の整数倍の期間）でご指定いただきます
6. 最低受託元本	100万円以上（10万円単位）
7. 信託財産	金銭のみ
8. 財産の運用	次に掲げる方法に限られます ① 預貯金（決済性預金） ② 合同運用指定金銭信託の受益権
9. 預金保険の適用 元本補填の有無	① 預金保険制度の対象外商品です ② 特定寄附信託には元本補填契約はありません
10. 運用上のリスク	① 当社の指定金銭信託受益権（合同運用一般口）では、貸付金・有価証券等に運用しますが、運用資産の状況により元本を下回った場合でも、当社が元本補填契約により元本を補填します ② 指定金銭信託受益権（合同運用一般口）で運用する場合には、金融機関から受け入れた預金等として預金保険の対象外の預金等とされるため、預金保険の保護は受けられません
11. 利益補足契約有無	利益の補足は行いません
12. 中途解約の取扱い	一部解約・全部解約とも中途解約は出来ません
13. 信託の終了	① 委託者の死亡（あらかじめ指定した寄附先に信託財産の全額が寄附されます） ② 信託財産の交付により、信託財産が無くなったとき ③ 天変地異その他受託者の責めに帰すことが出来ない理由で信託財産が滅失したこと、その他やむをえない事情が生じたことにより信託の目的を達することが出来なくなったとき
14. 信託報酬	① 契約時信託報酬：不要 ② 定例管理信託報酬：不要 ※ただし、運用先の合同運用指定金銭信託の運用収益から、元本に対して年0.01/100から5/100の範囲内で運用信託報酬を申し受けます
15. 決算日	毎年12月31日（信託財産の計算期間は1月1日～12月31日）
16. 寄附の方法	毎年の寄附額：（信託元本額/信託期間年数）＋当該年の利子額、運用収益等 毎年の寄附額を年1回（11月15日、銀行休業日の場合は前営業日）、寄附先が指定する口座に入金します
17. 税制上の優遇	① 利子所得は非課税 ② 信託期間中、寄付金控除（所得控除）または寄附金特別控除（税額控除）が受けられます ○ ご契約者さまは、信託期間締結後、弊社を経由して居住地の所轄税務署に「特定寄附信託申告書」と信託契約の写しを提出します。 ○ 寄付金控除等を受けるため、ご契約者さまあてに寄附先から郵送される「寄附受領証」を添付の上確定申告を行う必要があります ○ 寄附金特別控除（税額控除）適用外の寄附先が一部含まれていますのでご注意ください ※ 寄附金控除等の詳細や確定申告方法等につきましては、税理士等にご確認ください

項 目	内 容
18.当社が契約している指定紛争解決機関	<p>①信託協会をご利用いただけます。</p> <p>一般社団法人信託協会連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-3241-7335</p> <p>②当社が加入または対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。</p>
19. その他ご留意いただく事項	<p>①本商品は寄附を目的としており、信託期間満了時に委託者が元本を受け取る運用商品ではございません。</p> <p>②本商品に係る弊社との契約締結の有無は、弊社とのお取引に一切影響はございません</p> <p>③寄附受領証の発行等の目的のため、委託者の氏名・住所等が寄附先に通知されます。</p> <p>④受益権の譲渡、担保提供は出来ません。</p> <p>⑤お申込みに关しましては、当社所定の審査が必要となります。</p> <p>⑥毎年11月1日～11月15日の間は新規のお客さまとのお契約や、既存のお客さまの寄附先の変更等の業務を停止させていただきます。</p>